

# 京都市上下水道局公共工事の契約方式の適用に関するガイドライン

決定 平成 29 年 5 月 29 日

このガイドラインは、国土交通省が策定した「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」等を踏まえ、京都市上下水道局（以下「上下水道局」という。）における契約方式を整理することを目的として策定するものである。

なお、このガイドラインは、各方式の活用状況や社会情勢の変化等に合わせて、適宜見直しを図るものとする。

## 1 契約方式の選択に当たっての基本的考え方

### (1) 方式の選択時期

事業の開始段階から調査・設計や工事の調達にどのような方式を適用するのがよいかを考えることが望ましい。

なお、一度選択した方式に関して、設計段階、工事発注手続等の各段階で、適宜、適用する方式の見直しを行う必要がある。

### (2) 上下水道局における発注経験と体制、受注者の状況

方式の選択に当たっては、選択した契約方式に応じて、上下水道局において、施工者からの技術提案の妥当性等を審査・評価する必要等があることから、これまでの設計担当課等の発注経験や体制も考慮して選択することが望ましい。

また、受注者（競争参加者）の実績や数、技術開発の状況等も考慮する。

### (3) 契約方式の選択時に考慮する事項

#### ① 事業・工事の複雑度

事業・工事に係る制約条件について、確立された標準的な施工方法で対応が可能であるか、など

#### ② 施工の制約度

施工困難な場所、工期及びその他の要因（コスト、損傷内容・程度等）に対応するために、施工者の技術を設計に反映することが、対象とする事業・工事にとって有益であるか

施工者の技術を設計に反映する際に、発注者が施工者の技術、現場状況等を踏まえながら設計に関与する必要があるか、など

#### ③ 設計の細部事項の確定度

施工者の提案による特殊な製作・施工技術を反映する必要があるか、など

#### ④ 工事価格の確定度

現地の詳細な状況が把握できないため、施工段階で相当程度の

設計変更が想定されるか、など

⑤ その他発注者の体制・工事の性格等

選択した契約方式に応じて、発注者が施工者からの技術提案の妥当性等を審査・評価する必要がある契約方式を選択する場合には、発注者のこれまでの発注経験や発注体制に鑑み当該方式を適用することが可能か、など

## 2 契約方式

契約方式とは「契約の対象とする業務及び施工の範囲や単位を設定する方式」のことをいう。主に次の契約方式がある。

(1) 工事の施工のみを発注する方式（一般的な発注方式）

別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様により、その施工のみを発注する方式。発注に際しては、設計者が実施した設計によって確定した工事の仕様（数量、使用する資材の規格等）を契約条件として提示して発注する。

(2) 設計・施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を、施工と一括して発注する方式。発注に当たり、対象構造物に関して発注者が求める機能・性能及び施工上の制約等を契約条件として提示したうえで発注する。

(3) 詳細設計付工事発注方式

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定したうえで、施工のために必要な詳細設計（仮設を含む）を施工と一括して発注する方式。発注に際しては、予備設計等を通じて確定した種々の条件を詳細設計を実施するうえでの条件として提示したうえで発注する。

(4) 地域維持型契約方式

施工の効率化や施工体制の安定的確保を図る方式として、地域における社会資本の維持管理に資する契約方式。

この方式は「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、「発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用する」こととされており、

① 複数の公共工事を一の契約により発注する方式

② 実施主体は、地域精通度の高い建設業者で構成される建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体）

などが想定されている。

### 3 方式ごとの主な特徴、効果及び留意点

#### (1) 工事の施工のみを発注する方式（通常発注方式）

##### ① 特徴

- 確定した仕様により、精度の高い工事費の算出が可能
- 環境に対する影響評価、関係機関との協議等に関して、設計段階全体を通じての調整等が可能
- 建築物の工事では、設計段階を通じて施設の利用方法を具体的かつ詳細に確認する必要がある。
- 発注時に示した仕様・条件と異なる状況が発生（地質条件の相違等）した場合、契約の変更により対応することとなり、増加費用は、基本的には発注者が負担
- 仕様を確定させてから工事を発注するため、契約変更を必要とする施工条件が明確

##### ② 期待される効果

- 発注者、施工者による設計の監督・照査により、設計品質等を維持
- 詳細図面による発注のため、発注条件の明確化、入札価格への余分なリスク費用の上乗せを防止

##### ③ 留意点

- 工事目的物の設計に遡った対応が基本的にはできないことから、設計段階における施工性の確認が重要
- なお、予期することのできない施工条件の変化等により、設計に遡った対応が必要となる場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行う。

#### (2) 設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式

（いわゆるデザイン・ビルド方式）

##### ① 特徴

- 施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計や、施工者の固有技術を活用した合理的な設計を図る方式

##### ② 期待される効果

- 設計と施工（製作も含む。）を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能
- 設計と施工を分離して発注した場合に比べて発注業務が軽減される可能性がある。
- 設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに、

施工者の得意とする技術の活用により、より優れた品質の確保につながる技術導入の促進が期待される。

- 設計の全部又は一部と施工を同一の者が実施するため、当該設計と施工に関する責任の所在を一元化することができる。

### ③ 留意点

- 設計と施工を分離して発注した場合と比べ、設計者の視点や発注者におけるチェック機能が働きにくく、施工者の視点に偏った設計となる可能性がある。
- 契約時に受発注者間で具体的な設計・施工条件の共有及び明確な責任分担がない場合、受発注者間で必要な契約変更ができないおそれがある点や、発注者のコストに対する負担意識がなくなり、受注者側に過度な負担が生じることがある。
- 発注者側が、設計施工を“丸投げ”してしまうと、本来発注者が負うべきコストや工事完成物の品質に対する責任が果たせなくなる。
- 提案された技術を対象構造物に適用することについて、発注者が審査・評価を行い、確実性や成立性等を判断する必要がある。
- なお、受注者側で負担しなければならないリスクが過度に大きい場合や、用地買収が未完了等により着工時期が確定していない場合、更に入札参加者にとって技術提案に要する費用が過度な負担となる場合は、問題が発生する可能性が高いことから、当面、この方式を適用しないこととする。

## (3) 地域維持型契約方式

### ① 特徴

- 公共土木施設の維持管理に不可欠な事業について、地域に精通した企業で構成する共同企業体に受注させることにより、施工の効率化と必要な施工体制の安定的な確保を図る。
- 対象となる工事は、維持管理工事のうち地域事情に精通した企業が継続的に実施する必要がある災害応急対応や修繕等とする（維持管理に該当しない新設や改築等の工事は含まない。）。

### ② 期待される効果

- 業務内容等の包括化に伴う発注事務の縮減や、発注規模の拡大に伴う費用の縮減が可能
- 入札参加者の確保による地域の維持管理の継続的な実施が可能
- 地域事業に精通した事業者によるきめ細かな対応が可能と

なりサービス水準が向上するとともに、地域住民の安全・安心感の向上にも寄与

- 地域の企業等を存続・発展させることにより、地域維持事業の担い手の確保を図るとともに、雇用創出による地域経済の活性化に寄与

③ 留意点

- 一定規模以上の業務量の確保等、地域の実情を踏まえて規模の最適化を検討することが重要

附 則

(施行期日)

- 1 本ガイドラインは、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。